

は し が き

この小書は、印紙税法に関する、いわゆる体系書や税法自体の解説書ではありません。印紙税というものについて、従来の体系書や解説書とは違った角度からみるという趣旨で一貫して「読み物」的にまとめてみました。

そのため、その内容も単発的あるいはグループ別に捉え、これまでの印紙税の税務調査で指摘されたものや当局に対する質問などで問題となったもの、さらにはこれまでに間違いが多いといわれている文書を中心に話を進め、どのような点に誤りや問題があるのか、あるいは税務調査で指摘されているのかを見極め、どのようにすればそのような誤りや指摘をなくすことにつながり、正しく印紙税を納めることになるのかを、できるだけ細かく記述することに意を用いたつもりです。

印紙税法は全文二十七条で、税法の中では条文が少なく、また、問題となるべきことからはそのほとんど、百分といってもいいのですが、課税される文書になるかどうか、つまり印紙をはるべき文書になるのか、あるいは印紙をはる必要はないのかという、いわゆる課否の判断に関することがらです。

このことから、この小書は、課税文書に対する正確な知識、つまりどのようになっている文書に印紙をはり、同じような文書でも、どのようになっている文書には印紙をはる必要はないのかの記述で大半を占めています。

印紙をはるべき文書に当たるかどうかを正しく理解し、実務に活かしていただくため、その知識習得の一助ともなればと思ひ、この小書を発刊することとしましたので、軽い気持ちでお読みいただければと考えております。

なお、巻末には印紙税全体がわかるように、そのあらましを附しておりますので参考にしてください。

平成七年九月

著者

改訂に当たって

平成九年度の税制改正において、住宅・土地等の取引の活性化を図ることから、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日（**編注**）その後の税制改正において平成十二年三月三十一日まで延長されています。）までの間に作成される「不動産の譲渡に関する契約書」と「建設工事の請負に関する契約書」のうち、その契約書に記載された契約金額が一千万円を超えるもの（**編注**）平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に作成されるものについては、その契約金額についての範囲が拡大され、税率の引下げが行われることとされています。）については、はるべき印紙の額が軽減されることになりました。そのため、その具体的な内容や適用関係について、Part 8 軽減税率が適用される不動産譲渡契約書、建設工事請負契約書という項を設けてまとめるとともに、これに関連する部分を改訂しました。

また、平成九年四月一日から消費税率の引上げが行われ、新たに地方消費税が創設されたこと（**編注**）平成二十六年四月一日から、更に平成三十一年十月一日から、それぞれ消費税率および地方消費税率の引上げが行われ、また、行われることとされています。）から、その部

分について改訂を加えたほか、随所で必要な改訂を行いました。

平成九年八月

著者

改訂三版に当たって

平成十五年度の消費税法の一部改正（総額表示の義務付け）に伴い、印紙税法基本通達における消費税および地方消費税の金額の区分記載の取扱いについて一部改正が行われたことから、その部分について改訂を加えたほか、随所で必要な改訂を行いました。

平成十七年十一月

著者

改訂四版に当たって

改訂三版の発刊後において印紙税法等の一部改正が行われた部分について改訂を加えたほか、随所で必要な改訂を行いました。

平成二十五年五月

著者

改訂五版に当たって

改訂四版の発刊後において印紙税法等の一部改正が行われた部分について改訂を加えたほか、随所で必要な改訂を行いました。

平成三十年八月

著者

目次

Part 1	ばかにできない印紙税	………	(二)
——	きびしい税務調査とペナルティ	——	
一	印紙税への強い関心	(三)	
二	印紙税の節税すすむ	(四)	
三	税務調査はきびしい	(五)	
四	印紙税の税務調査の体系	(七)	
五	税務調査の方法	(八)	
六	税務調査の結果をみれば………	(二)	
■	大幅に増えた不納付税額	(二)	
七	不納付の一例とその対応策	(三)	
八	軽視すれば思わぬ重課	(七)	
九	生兵法はけがのもと	(九)	

Part 2 記載の仕方と違う印紙税額……………(二三)

——記載金額のある文書の場合——

- 一 定額税率と階級定額税率 (三四)
- 二 記載金額とは (三七)
- 三 記載金額を分割できるとき (その一) (二九)
- 四 記載金額を分割できるとき (その二) (三三)
- 五 変更契約書の記載金額はどうなるか (三四)
 - 原契約の契約金額と増加または減少する契約金額が記載されている場合 (三五)
 - 変更前の契約金額の記載のある文書が作成されていることが明らかの場合とは (三八)
 - 継続する取引についての契約書とその変更契約書 (四〇)
- 六 記載金額が明示されていなくても…… (四五)
 - 単価と数量により記載金額が計算できる場合 (四六)
 - 単価か数量の一方のみの記載のとき (四八)
- 七 見積書や注文書からも判断される (四九)
- 八 受取書の記載金額をめぐって (五〇)

- 手形や小切手の受取書 (五〇)
 - 請求書番号などを記載した受取書 (五二)
 - 売上代金の金額と売上代金以外の金額とをあわせて受け取った場合の受取書 (五三)
 - 売上代金とは (五四)
- 九 消費税および地方消費税の金額が区分記載された契約書や受取書 (五六)

Part 3 印紙をはる・はらないの別れ道……………(六一)

—— 課税文書の判断のしかた ——

- 一 課否は実質判断による (六一)
- 名称や呼び方だけに限らない (六二)
- 形式からみた実質判断ということ (六三)
- 作成目的と証明の効用 (六四)
- 二 謄本、副本、写、コピーなどはどう扱われるか (六六)
- 印紙は作成文書全部にはるのが原則 (六六)
- 課税になる謄本、写、副本 (六七)
- コピーには印紙の必要はない (六九)

■ ファックスや電子メールによるものはコピーと同様である (七〇)

三 一つの文書の個数は形式で判断される (七三)

■ 一つの文書とは (七三)

■ 契約書に後日追記等したとき (七四)

■ 証書と帳簿の違い (七五)

四 共同作成の文書というもの (七六)

Part 4 契約書をめぐって…………… (七九)

——その範囲と印紙税で重要なもの——

一 代表的課税文書としての契約書 (八〇)

二 請負契約書とその周辺 (八三)

■ 請負契約書にもいろいろある (八三)

■ 請負と売買はどこが違う? (八六)

■ 製作物供給契約というもの (八八)

■ 請負に関する契約書となるもの (八九)

■ 売買契約書とされるもの (九〇)

■ 請負は委任なども似たところがある(九二)

■ 請負に関する契約書の記載金額(九四)

三 「継続的取引の基本となる契約書」の範囲(九六)

■ 「継続的取引の基本となる契約書」とは(九六)

■ 第一グループ——特約店契約書(一〇〇)

■ 第二グループ——代理店契約書(一一)

■ 第三グループ——銀行取引約定書(一一七)

■ 第四グループ——信用取引口座設定約諾書(一二八)

■ 第五グループ——保険特約書(一二九)

■ 「継続的取引の基本となる契約書」は他の契約書にも当てはまるが……(一二〇)

Part 5 間違いやすい文書ワンポイント(その1) ……(一三五)

——契約書となるもの、ならないもの——

一 受取書などが契約書とされるとき(一二六)

■ 「金銭の受取書」の周辺(一二七)

■ 売上伝票も処理のしかた次第では「受取書」に(一三〇)

- 物の受取りがからんだ話(二三)
- 金銭の「預り」と「受取り」の関係(二三五)
- 一、〇〇〇円の預り証でも二〇〇〇円の印紙(二三七)
- 預り期間などを記載すれば……(二三九)
- 修理品などの預り証はどうなる(二四〇)
- 「承る」のは「請負」になる(二四二)
- 二 申込書、注文書なども記載内容次第で(二四五)
 - 自動的に契約が成立することとなる申込書などは契約書とされる(二四六)
 - 見積書に基づく注文書も契約書とされる(二四八)
 - 注文書に双方の署名等があるものは……(二五〇)
 - 発注伝票に受注印を押せば……(二五三)
 - 仕様書も契約書になることが……(二五五)
- 三 通知書なども契約書になり得る(二五八)
 - 「貸付決定通知書」でも印紙がいるものがある(二五九)
 - 単価協定書はどう扱われる(二六一)
 - 「単価決定通知書」にもいろいろある(二六四)
- 契約の証とされる注文書、納品書(二六六)

- 値引承諾書、値引通知書などの考え方 (二六七)
- 値引明細書、値引承認書 (二六八)
- 宿泊申込請書も契約書に (二六九)
- 債務の保証に関するあれこれ (二七三)
- 四 会社と社員間で作成される文書で課税されるもの (二七六)
 - 住宅資金借用証はどう扱われる (二七六)
 - 勤務先預金の受入れについて作成する文書は…… (二七八)
 - 勤務先預金受入票、勤務先預金受入明細表 (二八三)
- 五 保証金の受入れ条項のある文書 (二八四)

Part 6 間違いやすい文書ワンポイント (その2) …………… (二八九)

—— 課税される文書、されない文書 ——

- 一 印紙のいらぬ「営業に關しない受取書」 (二九〇)
 - サラリーマンなどが発行する受取書 (二九〇)
 - 会社や個人商店の発行する受取書は…… (二九二)
- 二 金銭または有価証券の受取書 (二九三)

- 三 ゴルフ会員券、学校債券 (一九五)
 - 四 配当金領収証、配当金振込通知書と配当金計算書など (一九)
 - 五 通帳、判取帳というもの (二〇一)
 - 一枚の紙片でも通帳とは…… (二〇一)
 - おなじみの家賃の受取通帳にも印紙税 (二〇五)
 - 判取帳とは (二〇六)
 - 六 課税廃止になった物品売買契約書や委任契約書など (二〇九)
- Part 7 印紙のはりすぎ、はり忘れ、過怠税 …………… (二三)
- 一 印紙税の納め方 (三四)
 - 二 印紙の消印 (三五)
 - 三 印紙のはりすぎ、はりまちがい (三六)
 - 四 はり忘れには過怠税 (三八)

Part 8 軽減税率が適用される不動産譲渡契約書、

建設工事請負契約書 …………… (三二)

一 軽減税率が適用される契約書 (三三)

■ 記載された契約金額が一定の金額を超えるものに適用 (三三)

■ 建設工事の具体的範囲 (三三)

二 軽減税率が適用になる契約書、ならない契約書 (三〇)

■ その判定はどうする? (三〇)

■ 軽減税率が適用になる契約書 (三二)

■ 同一の号の文書の場合 (三三)

■ 建設工事の請負に関する事項とそれ以外の請負に関する事項が記載されている文書 (三三)

■ 変更契約書や補充契約書は (三四)

■ 軽減税率が適用にならない契約書 (三五)

【附録】 印紙税のあらまし (三三七)

印紙税額一覧表 (三五)

Part 1 ばかにできない印紙税

—きびしい税務調査とペナルティ—



一 印紙税への強い関心

印紙税に対して企業が強い関心を示し出してきたのは、印紙税の税率の基本が文書一通につき、一〇〇円から二〇〇円に二倍に引上げられた昭和五十六年五月頃からだと思えます。

この印紙税の税率の引上げにともない、政府は、印紙収入について、昭和五十五年度に八、四〇九億円であったものを、昭和五十六年度の当初予算で一兆三、八二〇億円に、また、昭和五十七年度の当初予算では一兆五、五四〇億円にと、大幅な増収見積りをしました。

しかし、ふたを開けてみますと、印紙収入は見積もったほどには伸びず、昭和五十六年度の当初予算額一兆三、八二〇億円は年の中途で一、〇〇〇億円減額されて一兆二、八二〇億円の予算額となったものの、その決算額は、結局は一兆一、七二九億円と大幅に減少してしまいました。

昭和五十七年度も、当初予算額一兆五、五四〇億円が一兆二、四三〇億円と、大幅に減額した補正予算が組まれ、その決算額は一兆二、六二七億円となっています。

ところが、この傾向は、昭和六十一年度まで続きましたが、その後、印紙収入は、昭和六十二年度から急激に増加し、昭和六十三年度は、予算額が二兆六六〇億円、決算額一兆九、三三三億円となり、また平成元年度は、当初予算額が一兆八、四九〇億円、決算額一兆九、六〇一億円となっています。昭和六十二年からの印紙収入増加の原因は、いわゆるバブル景気で、土地高騰による取

印紙収入の推移

年度	
昭和61	15,758億円
62	18,221
63	19,323
平成元	19,601
2	18,944
3	17,488
4	15,706
5	15,991
6	17,519
7	19,413
8	19,693
9	16,811
10	16,084
11	15,615
12	15,318
13	14,288
14	13,638
15	11,651
16	11,350
17	11,688
18	12,181
19	12,018
20	10,884
21	10,676
22	10,240
23	10,469
24	10,777
25	11,261
26	10,350
27	10,495
28	10,791
29	10,920(当初予算額)
30	10,540(当初予算額)

(注) 平成28年度までは決算額

引金額や、取引回数急増により登録免許税が大幅増収となったためです。その後、平成二年度は一兆八、九四四億円、平成三年度は、一兆五、〇〇〇億円台まで落ち込みました。平成六年度から上向きに推移しかけたものの、その後再び落ち込み、平成三十年度の当初予算額は一兆五四〇億円となっています。

ちなみに、印紙収入は、印紙税の収入のみではなく、登録免許税、各種の手数料など、印紙のはり付けや現金納付による収入が合算されています。このうち、印紙税の収入がどれだけとなっているかは明らかではありませんが、平成二十九年の予算額（一般会計）に占める印紙収入の割合についてみますと、一般会計の国税の租税収入五七兆七、一二〇億円のうち、印紙収入が一兆九二〇億円（全体の租税収入に対し約一・八％）となっています。

二 印紙税の節税すすむ

印紙税の収入の増減は、経済活動の好不調も影響しますが、印紙税の節税がかなり進んでいるということも大きな原因のようです。

昔のように、最低税率が一〇円、二〇円、五〇円という時代や、やや高くなったと考えられた一〇〇円の時代でも、それほど大した額ではなく、印紙税というものに対してそう大きな関心は示されなかったと言ってよいでしょう。

しかし、最低税率が一〇〇円から二〇〇円へと二倍にもアップされた昭和五十六年頃からは、印紙税の負担が一挙に重みを増してきました。

大手企業では何億円、企業によっては何十億円、中小企業でも相当額の印紙税を納めていて、納めている印紙税額の大きさに改めて驚いているというのが現実のようです。

また、その時代の経済状況を反映して企業のリストラや合理化を進めるためにも印紙税に対する関心が大きくなってきています。

したがって、各社の節税対策も急速に進んでいることや、手形、株券など文書の電子化などもあり、これが印紙収入にも影響しているようです。

例えば、何通も作成していた各種の契約書については、原本を一通のみ作成し、他に必要なものは複写^{コピー}して間に合わせるとか、取引先との金銭の受渡しに当たって、そのつど受取書を作成していたものを通帳にするとか、あるいは不必要な文書の作成をやめるとか、注文書に対して注文請書を出していたのを、その発行を省略するとか、いろいろな方法が考えられています。

これらの具体的な節税方法については、Part 2 以下でふれます。

三 税務調査はきびしい

印紙税法は明治六年から施行されていてその歴史が古く、契約書や領収書に印紙をはらなければならぬことは大抵の人は知っており、広く国民に定着している税金だといえます。

それにもかかわらず、昭和五十六年五月までは、一通当たりの最低税率は一〇〇円で、その負担も少なく、一般に大した税金ではないと考えられていました。

税務当局でも、一通当たりの税額や印紙収入それ自体の全体の税収に占める割合が低く、一方で

は所得税や法人税などの調査に忙しく、事実上印紙税の調査まで手が回らないこともあり、また、印紙をはっていないものを見つけても、少額であることから、目くじらを立てて追及することもなかったようです。

ところが、昭和五十六年五月に税率が二倍に引き上げられ、国の収入に占める印紙収入の割合が高くなり、一方において納税者の節税対策が進み、印紙収入が思うように伸びなくなってくると、印紙税の調査をそのまま従来どおり放置することには問題があるとし、大手企業を中心として、その調査を進めるようになりました。

その結果、従来一般に広く定着し、全体としてほぼ正しく納められていたと考えられていた印紙税が、かなり納付されていないことも判ったようです。

例えば、契約書や領収書という型にはまったものは概して正しく納められていると思われるけれども、担当者の不注意や勉強不足、あるいは印紙税への無関心から印紙がはられていないものがあり、一方契約書であれば何でも二〇〇円の印紙をはればよいものと簡単に認識しているものもあります。

また、同じ契約書や領収書になるものであっても、その標題が「覚書」や「証」となっているもの、あるいは売上伝票や請求書に㊦や相済の印を押したものなど、ちよつと異なるものには印紙がはられていないようで、印紙税が思ったほどには一般に定着していないことが調査によって判りました。

こうして、印紙税の税務調査が強化され、本腰を入れた調査が行われてきているのです。

四 印紙税の税務調査の体系

印紙税法では、印紙税にかかる文書に正しく印紙がはられているかどうかを調査できるように、税務職員に対して、その権限が与えられています。

印紙税の調査は、企業の大小などにより国税局か税務署の職員が行うこととなっています。具体的には、国税局の職員が調査する企業としては、資本金が五〇億円以上の会社と、資本金が五〇億円未満の会社などで特に指定するものです。資本金五〇億円未満の会社で特に指定するものは、各国税局（全国に十一と沖縄国税事務所があります。）の判断によって指定されることとなります。国税局の担当セクションは、課税部あるいは課税二部の間接諸税担当調査部門です。

また、これら以外の会社や信用金庫、農業協同組合などの会社以外の法人、あるいは個人は、原則として税務署の法人課税部門や法人調査担当特別調査官などが調査する態勢になっています。

国税局の調査の対象となる企業に対しては、国税局からその旨の通知がありますから、国税局からの通知がなければ税務署の管轄ということになります。

印紙税の調査は、企業の本社だけではなく、支店や出張所、あるいは営業所などに対しても行われます。